

## 農山漁村地域整備交付金実施要領

平成22年4月1日  
21生畜第2045号  
21農振第2454号  
21林整計第336号  
21水港第2724号

(最終改正) 平成23年4月1日  
22生畜第2433号  
22農振第2216号  
22林整計第359号  
22水港第2429号

各 地 方 農 政 局 長  
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長  
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長  
北 海 道 知 事

農 林 水 産 省 生 産 局 長  
農 林 水 産 省 農 村 振 興 局 長  
林 野 庁 長 官  
水 産 庁 長 官

### 第1 趣旨

農山漁村地域整備交付金の実施については、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21第2453号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

### 第2 交付対象事業毎の事業実施主体及び要件

#### 1 交付対象事業

要綱第2の2の(1)及び(2)の農村振興局長等が別に定める交付対象事業毎の事業実施主体及び実施要件等については別紙1から別紙13までに定めるものとする。

### 第3 農山漁村地域整備計画

#### 1 農山漁村地域整備計画の関係者との調整

農山漁村地域整備計画（以下「整備計画」という。）の策定に当たっては、交付対象事業の事業実施主体その他関係機関と十分に調整を図るものとする。

#### 2 整備計画の様式

整備計画の様式は別記参考様式第1号を参考とするものとする。

#### 3 提出様式

整備計画の提出は別記参考様式第2号を参考とするものとする。

#### 4 整備計画作成の留意事項

整備計画の作成に当たっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 整備計画の目標は、整備計画の期間内における事業の実施によって実現しようとする目標とすること。
- (2) 計画の目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること。
- (3) 計画の目標及び評価指標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること。
- (4) 交付対象事業は、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められるものであること。
- (5) 交付対象事業は、早期に事業効果の現れるものであること。

#### 5 整備計画の変更

実施要綱第3の3の農村振興局長等が別に定める変更とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 整備計画の廃止
- (2) 整備計画の期間の変更
- (3) 整備計画の目標の変更
- (4) 交付対象事業の全体事業費の変更
- (5) 交付対象事業の新設又は廃止

### 第4 交付対象事業の実施

#### 1 年度別事業実施計画の提出に係る手続

実施要綱第4の1の農村振興局長等が別に定める年度別事業実施計画は別記参考様式第3号を参考するものとする。また、その提出に当たっては別記様式参考第4号を参考とするものとする。

#### 2 実施計画の変更

実施要綱第4の2の農村振興局長等が別に定める変更とは、実施計画のうち、整備計画ごとの単年度交付限度額算定のための基礎額（合計）の変更とする

### 第5 助成

#### 1 国の助成

実施要綱第5の1の国の交付の対象となる経費は交付対象事業毎に別紙1から別紙13までに定めるものとする。

#### 2 年度予算の調整

交付主体は、交付限度額の範囲内で、整備計画内の交付対象事業間及び年度間で、予算の調整を行うことができる。ただし、交付対象事業について、国の負担又は補助の割合について個別の法令等に規定がある場合を除き、交付対象事業に要する費用の総額について国費と地方費の割合を定め、交付対象事業毎の国費の割合を固定

しないことが出来ることとする。

### 3 単年度交付限度額

実施要綱第5の2の農村振興局長等が別に定める式とは以下によるものとする。

$$(1) A = \alpha_1 A_1 + \alpha_2 A_2 + \dots + \alpha_m A_m$$

A : 整備計画に位置付けられた要綱別紙1の1に掲げる基幹事業に係る単年度交付限度額算定のための基礎額の合計額

A<sub>i</sub> : 基幹事業 i の当該年度の事業費

α<sub>i</sub> : 基幹事業 i に係る農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け農振第2567号農林水産事務次官依命通知）に定める国費率

m : 整備計画に位置付けられた交付対象事業のうち基幹事業の数

$$(2) B = \beta_1 B_1 + \beta_2 B_2 + \dots + \beta_n B_n$$

B : 整備計画に位置付けられた要綱別紙1の2に掲げる効果促進事業に係る単年度交付限度額算定のための基礎額の合計額

B<sub>i</sub> : 効果促進事業 i の当該年度の事業費

β<sub>i</sub> : 効果促進事業 i に係る農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け農振第2567号農林水産事務次官依命通知）に定める国費率

n : 整備計画に位置付けられた交付対象事業のうち効果促進事業の数

4 本交付金の交付後、交付対象事業の進捗の状況により、2の規定を適用した結果、事業費の実績額に基づいて要綱第5の2の規定より算出される単年度交付限度額が、交付された金額と異なることとなったときは、交付された金額から事業費の実績額に基づいて算出される単年度交付限度額を控除した額（5において「差額」という。）は、整備計画ごとに、次年度の単年度交付限度額の算定において調整することができる。

5 4の規定による調整は、次年度の単年度交付限度額から差額を控除することにより行う。

6 地方公共団体が事業実施主体に対し、交付対象事業に要する経費の一部について負担又は補助をする交付対象事業においては、当該地方公共団体が当該事業実施主体に対して負担又は補助をする費用の額の範囲内の事業費に限り、要綱第5の2並びに4及び5の規定を適用する。

## 第6 農山漁村地域整備計画の評価

1 実施要綱第6の1の農村振興局長等が別に定める事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 目標の妥当性
- (2) 整備計画の効果・効率性
- (3) 整備計画の実現可能性

2 実施要綱第6の2の農村振興局長等が別に定める整備計画の目標の実現状況等は次の各号のとおりとする。

- (1) 交付対象事業の進捗状況
- (2) 事業効果の発現状況
- (3) 成果目標の目標値の実現状況

#### (4) 今後の方針

- 3 実施要綱第6の2の計画主体が整備計画の実現状況等について評価を行うに当たり、透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等との第三者の意見を求め、又は計画主体独自の評価制度を活用することができる。なお、評価を行うに当たっては、事業の成果を地域住民に対してより分かりやすく示すよう留意する。

### 第7 監督等

実施要綱第7の2の農村振興局長等が別に定める実施要件確認に必要な資料の種類、当該資料の国への提出手順等は別紙1から別紙13に定めるとおりとする。

### 第8 その他

- 1 実施要綱別紙1の1(1)の営農目標推進整備計画の様式は別記参考様式第5を参考するものとする。

### 附則

- 1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成23年4月1日付け22生畜第2433号農林水産省生産局長、22農振第2216号農林水産省農村振興局長、22林整第359号林野庁長官、22水港第2429号水産庁長官通知）による改正後の第5の規定については、平成23年度以降の予算に係る国の交付について適用し、平成22年度の歳出予算に係る国の交付で平成22年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

農山漁村地域整備計画

計画の名称					
計画策定主体					
対象市町村					
計画の期間					
計画の目標					
定量的指標					
対象事業					
事業名	地区名	事業実施主体	工 期	総事業費	主な事業内容等
〇〇事業①					
効果促進事業					
〇〇事業②					
.....					
.....					
合計 (全体事業費)					

※対象事業を示した図面を添付

農林水産省地方農政局長  
国土交通省北海道開発局長 経由 ※1  
内閣府沖縄総合事務局長  
農林水産大臣 あて

都道府県知事名 印  
市町村長名 印

### 農山漁村地域整備計画の提出

農山漁村地域整備交付金実施要綱第 3 の 1 の規定により、別紙※ 2 のとおり農山漁村地域整備計画を提出します。

※ 1 提出にあたり、地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長、沖縄にあつては、内閣府沖縄総合事務局長）を経由することができる。

※ 2 別紙とは、農山漁村地域整備交付金実施要綱第 3 の 1 に基づき策定される農山漁村地域整備計画（別記参考様式第 1 号）

実施計画の作成者	
----------	--

整備計画の名称	
---------	--

A 基幹事業						
事業名	地区名	事業実施主体	事業費	率	基礎額	備考
計						

B 効果促進事業						
事業名	地区名	事業実施主体	事業費	率	基礎額	備考
計						
合計						

整備計画の名称	
---------	--

A 基幹事業						
事業名	地区名	事業実施主体	事業費	率	基礎額	備考
計						

B 効果促進事業						
事業名	地区名	事業実施主体	事業費	率	基礎額	備考
計						
合計						

(全ての整備計画の) 合計						
---------------	--	--	--	--	--	--

農林水産省地方農政局長  
国土交通省北海道開発局長 経由 ※1  
内閣府沖縄総合事務局長  
農林水産大臣 あて

都道府県知事名 印  
市町村長名 印

### 年度別事業実施計画の提出

農山漁村地域整備交付金実施要綱第 4 の 1 の規定により、別紙※ 2 のとおり年度別事業実施計画を提出します。

※ 1 提出にあたり、地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長、沖縄にあつては、内閣府沖縄総合事務局長）を経由することができる。

※ 2 別紙とは、農山漁村地域整備交付金実施要綱第 4 の 1 に基づき策定される年度別事業実施計画（別記参考様式第 3 号）



別記参考様式第5号

〇〇地区営農目標推進整備計画																			
事 項	内 容																		
1. 事業実施地区の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区名：</li> <li>・ 所在地：</li> <li>・ 地区面積：</li> </ul>																		
2. 事業実施地区における農用地の現況及び問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区農用地の現況及び問題点</li> <li>・ 整備状況（関連する国営事業、前歴事業等）</li> </ul>																		
3. 地域における農業の振興方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作付作物、土地利用体系、作業体系等</li> </ul>																		
4. 営農目標	<p>下記のいずれかに係る目標について記載（複数記載することも可）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>戦略作物の作付面積</u></li> <li>・ <u>耕地利用率（水田農業地帯の場合は本地利用率）</u></li> <li>・ <u>飼料自給率</u></li> <li>・ <u>地域の農業振興計画等に位置づけられた生産振興作物の単収（水利施設整備事業のうち農業用排水施設の補修や更新を行う事業及び農地防災事業に限る。）</u></li> </ul>																		
5. 生産基盤整備の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基盤整備計画</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">事業種</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>事業別面積 (ha)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	事業種						事業別面積 (ha)						備考					
事業種																			
事業別面積 (ha)																			
備考																			
6. 営農支援の体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営農支援体制図</li> </ul>																		